

食品安全情報（化学物質） No. 8/ 2020 (2020. 04. 15)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【FAO】 食品貿易と市場への COVID-19 の影響を緩和する

FAO/WHO/WTO 共同声明:世界中の何百万人もの人々が食糧安全保障と生計を国際貿易に依存している。各国が加速する COVID-19 パンデミックを止めるための対策を行っているが、食品供給への影響を最小限にし、世界の貿易と食糧安全保障への意図せぬ影響を起ささないよう注意しなければならない。

今こそ、団結し、責任を果たし、食糧安全保障、食品安全、栄養、そして世界中の人々の一般福祉を保証するという我々の一般的な目標を着実に実行していくときである。

***ポイント:** COVID-19 対策としての移動制限やロックダウンによる、国際的な食品のサプライチェーンの混乱を危惧して国際機関が共同で声明を出しました。FAO はさらに、人々に与える影響が先進国と途上国では異なることを説明し、途上国では食を失い直ちに命に関わる問題になると指摘しています。

この他、COVID-19 に関連した規制緩和や注意喚起などのニュースが各国から次々と発表されています。フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES) は、フランスの中毒コントロールセンターの情報をもとに、COVID-19 に関連した中毒や家庭内での事故を予防するための助言を提供しています。

【RIVM】 食品と飼料のサプライチェーンに関するマイコトキシンの概要:新しい文献スクリーニング法を用いて

オランダ国立公衆衛生環境研究所 (RIVM) は、食品や動物の飼料に存在する可能性のあるマイコトキシン (かび毒) に関する文献資料やリスク評価書の情報を調査してデータベースに入れた。これにより、特定の食品でどのマイコトキシンを調べれば良いのかが一目でわかる。

***ポイント:** RIVM はさまざまなデータの解析能力が高く、国はそれらの解析結果を活用して食品の安全性に関わる検査や対策をとっても合理的に進めています。我が国の行政にとっても、そのような姿勢が大事だと改めて思いました。

【別添: BfR】 ドイツのヨウ素摂取が再び低下- ヨウ素を十分摂るためのコツ

ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR) が、ヨウ素摂取とヨウ素欠乏予防に関する FAQ を更新した。ヨウ素は、甲状腺ホルモンの産生と数多くの代謝過程のコントロールに必要な微量栄養素である。ドイツは土壤に含まれるヨウ素が少なく、国内で生産される農産品のヨウ素含有量では満足できる摂取量を確保するのに十分でない。ドイツでは 1980 年代半ばからヨウ素添加塩が推奨されてヨウ素欠乏に改善が見られていたが、現在のデータによると国民のヨウ素摂取量は再び低下しつつあり、そのため摂取量は最適ではなく、欠乏予防のための継続的で長期的な対策が必要である。

***ポイント:** ヨウ素は海底の堆積物に多く存在し、食品では海藻 (特にコンブ) の含有量が高いことが知られています。そのため、ヨウ素の摂取量は居住地域や食生活に大きく影響されます。ドイツ人は欠乏症が問題になりますが、日本人の場合は海藻を摂取する頻度も量も多いため食事を介したヨウ素の摂取量は十分で、一部の人々では逆に過剰症が問題になることがあります。この FAQ にはヨウ素と健康との関係について要点が分かりやすくまとめられているので、ヨウ素の摂取について学ぶには良い参考資料だと思います。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. コロナウイルス（COVID-19）一般向け助言：俗説バスター

[【FAO】](#)

1. 食品貿易と市場への COVID-19 の影響を緩和する
2. FAO 事務局長は COVID-19 に直面して集合的協調的アプローチを呼びかける
3. コロナウイルスは途上国の飢餓を悪化させる可能性がある

[【EC】](#)

1. 委員会実施規則(EU)2020/466：コロナウイルス疾患(COVID-19)により加盟国のコントロールシステムに深刻な断絶がある間のヒト、動物、植物の健康と福祉へのリスクを阻止するための暫定措置について
2. 査察報告書
3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 化学物質ハザードデータとモデリング強化
2. インターネットベースのソフトウェアによる規制対象製品申請の電子提出
3. 食品中の残留農薬：閲覧可能なグラフで傾向を追跡する
4. 動物及び食品中の残留動物用医薬品：安全レベルの遵守は依然として高い
5. 農薬関連
6. 新しい助成金の機会：能力育成

[【DEFRA】](#)

1. コロナウイルスアウトブレイク時の食品再分配に現金支援

[【DWI】](#)

1. 展望と戦略目標 2020-2025

[【ASA】](#)

1. コロナウイルスの広告を報告して
2. 動物の健康用製品の主張を審査する

[【BfR】](#)

1. 新しい研究が示す：血中 PFOA 濃度の高い 1 才の子どもはワクチン抗体濃度が低い

[【RIVM】](#)

1. 水泳用の水と魚の PFOA、PFOS 及び GenX のリスク限度値についての助言
2. 6 価クロムによる有害健康影響と病気：POMS 場所の喉頭がんに関する科学文献とリスク評価の更新
3. 食品と飼料のサプライチェーンに関係するマイコトキシンの概要：新しい文献スクリーニング法を用いて

[【ANSES】](#)

1. ANSES はレゾルシノールをヒトへの内分泌攪乱物質と同定することを提案
2. COVID-19:殺菌に関連する中毒やその他のリスク状況に注意

[【FSAI】](#)

1. 原産国表示－主原材料
2. ビタミン D
3. 乳児用ミルクの広告とマーケティングのより厳しい規則についてのガイダンス発表

[【FDA】](#)

1. FDA は COVID-19 パンデミック中のチェーンレストランや同様の食品小売施設のメニュー表示要件について柔軟性を提供する
2. FDA は COVID-19 パンデミック中の食品小売施設で消費者に販売される殻付き卵の包装と表示に関して暫定的柔軟性を提供する
3. FDA は COVID-19 のため FSVP による輸入業者査察を暫定的にリモートで行う

4. FDA は COVID-19 のため試験所認定プログラムの規則案についての意見募集期間をさらに延長する

5. 魚及び魚製品の HACCP ガイド第 4 版の改訂

6. 警告文書

【NTP】

1. ブチルパラベンとレスベラトロールの毒性試験のデータ表公表

2. ニュースレター：植物製品 (botanicals) の安全性が新しいコンソーシアムでとりあげられる

【FTC】

1. FTC のデータはコロナウイルス関連の消費者苦情の急増を示す

【TGA】

1. 安全性警告

【Ahpra】

1. COVID-19 についての虚偽で誤解を招く広告

【香港政府ニュース】

1. 違反情報

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

2. 成人は一日コーヒー4杯、青少年のエネルギードリンクは2缶以内で摂取して下さい

3. 回収措置

【SFA】

1. 食品表示及び包装情報

2. 食品規則改定案に意見募集

【HSA】

1. HSA 警告：Kopi Jantan Ali Macca', 'Kopi Panggung Al-Ambiak Natural Herbs Coffee'及び'Berry Jaga Chewable Candy'に強力な勃起不全治療薬が含まれる

【FSSAI】

1. COVID-19 の間、輸入通関と食品検査室は FSSAI により必須サービスに分類される

【その他】

・食品安全関係情報（食品安全委員会）から

・(EurekAlert) 新しい研究は EPA の水銀解析に「深刻な欠陥がある」ことを発見

別添

【BfR】 ドイツのヨウ素摂取が再び低下- ヨウ素を十分摂るためのコツ

-
- 世界保健機関（WHO : World Health Organization） <http://www.who.int/en/>

1. コロナウイルス（COVID-19）一般向け助言：俗説バスター

Coronavirus disease (COVID-19) advice for the public: Myth busters

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/advice-for-public/myth-busters>

世間に流れている俗説について、それぞれに事実を伝えるグラフィックを提供する。

事実

- 5G モバイルネットワークは COVID-19 を拡散させない
- 日光浴や 25℃以上の気温で COVID-19 は予防できない
- 飲酒は予防にならず、危険となる
- ニンニクを食べることは COVID-19 を予防できない、など。

-
- 国連食糧農業機関（FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations）

<http://www.fao.org/>

1. 食品貿易と市場への COVID-19 の影響を緩和する

Mitigating impacts of COVID-19 on food trade and markets

31 March 2020,

<http://www.fao.org/news/story/en/item/1268719/icode/>

（FAO/WHO/WTO 共同声明）

世界中の何百万人もの人々が食糧安全保障と生計を国際貿易に依存している。各国が加速する COVID-19 パンデミックを止めるための対策を行っているが、食品供給への影響を最小限にし、世界の貿易と食糧安全保障への意図せぬ影響を起こさないよう注意しなければならない。

食品の入手可能性についての不確実性が、輸出制限や、グローバルマーケットでの不足をもたらすことになりうる。そのような制限は食品供給と需要とのバランスを変えてしまう可能性があり、その結果として値段の高騰や乱高下が生じる。我々は、以前の危機から学んでいる。我々は繰り返さないよう予防しなければならず、国際的な協力が不可欠である。

食品に関する貿易措置、食品生産量、消費量や在庫、値段などに関する情報を全てリアルタイムで入手できるよう確保しなければならない。そのことが不確実性を減らし、生産者、消費者、貿易業者が情報を得られた決断をできるようにする。それらのこと全てが「パニック購入」や貯め込みの防止に役立つ。

今こそ、団結し、責任を果たし、食糧安全保障、食品安全、栄養、そして世界中の人々の一般福祉を保証するという我々の一般的な目標を着実に実行していくときである。

* 関連記事：世界経済フォーラム：FAO 事務局長は COVID-19 パンデミック中に食品貿易制限をしないよう話す

World Economic Forum: FAO Director-General speaks against food trade restrictions during the COVID-19 pandemic

30/03/2020

<http://www.fao.org/director-general/news/news-article/en/c/1268825/>

2. 事務局長のサイト

FAO 事務局長は COVID-19 に直面して集会的協調的アプローチを呼びかける

FAO Director-General calls for a collective and collaborative approach to face COVID-19
08/04/2020

<http://www.fao.org/director-general/news/news-article/en/c/1270306/>

FAO 史上初の常任代表とのバーチャル会議で、QU Dongyu 事務局長は、COVID-19 パンデミックは「豊かな人も貧しい人も、全ての国の全ての人に、影響する」と述べ、それに取り組むには問題を予測し計画をたてしっかりした国際協調が必要であるとした。

(略)

事務局長は食料安全保障に与えるこのパンデミックの影響についての FAO の展望を示した。FAO の主な関心は農業生産のレジリエンス工場とサプライチェーンを守ることである。全ての国は栄養上の危機を予防するために各国のフードシステムを保護すべきである。「安全な食品と栄養は健康対応の必須要件である」

「より多く、より良く、可能なら地元で生産しよう」と述べ、さらに「食品供給の問題は高値につながるが、一部の場所では生死の問題である」と追加した。

3. コロナウイルスは途上国の飢餓を悪化させる可能性がある

Coronavirus could worsen hunger in the developing world

10 Apr 2020

<https://www.weforum.org/agenda/2020/04/coronavirus-worsen-hunger-developing-world/>

- ・ 学校閉鎖は多くの子どもたちにとってたった一回の温かい食事を失うことを意味する
- ・ 隔離はサプライチェーンを混乱させる
- ・ 政府は貿易ルートを維持し続けるために全力で対応しなければならない

現在のパンデミックでは、自宅で食べ続けて太る人もいれば食料棚が空っぽの人達もいる。ロックダウンは、多くの途上国にとって先進国とは正反対の意味を持つ。つまり、近くの食糧庫へたどり着くことが出来ないということだ。

北半球では学校閉鎖は親にとって不便で学生の教育の妨げになるかもしれないが、命の危機ではない。しかし南半球（ラテンアメリカやカリブ海地域だけでも 8,500 万人に及ぶ）では、学校閉鎖は学校で提供される食事がなくなることを意味する：彼ら（特にアフリカ）にとってはそれだけが一日で食べられる全てである。

世界中で公共政策が命と健康を守るための対応として行われているが、その思わぬ余波が飢餓を悪化させる。食料そのものがないわけではない。問題はサプライチェーンである。世界の食品市場の流動性を守るために、今まで以上に国際的に協力し、柔軟に対応していく必要がある。コロナウイルスには世界の動きを停止させる脅威があるが、我々は簡単にそうさせてはいけない。

● 欧州委員会（EC : Food Safety: from the Farm to the Fork）

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 委員会実施規則(EU)2020/466 : コロナウイルス疾患(COVID-19)により加盟国のコントロールシステムに深刻な断絶がある間のヒト、動物、植物の健康と福祉へのリスクを阻止するための暫定措置について

COMMISSION IMPLEMENTING REGULATION (EU) 2020/466 of 30 March 2020 on temporary measures to contain risks to human, animal and plant health and animal welfare during certain serious disruptions of Member States' control systems due to coronavirus disease (COVID-19)

31.3.2020

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32020R0466>

フードチェーンの公的管理活動に柔軟性を与える規則。公衆衛生保護のために加盟国で実施されている移動制限により、EU 規則が要請しているような公的管理のための十分な職員確保が深刻な影響を受けている。特に、動物の臨床検査や、動物製品や植物、植物製品などのチェック、公定検査機関の検査などに影響がでている。

公的管理やその活動について、トレーニングや実践経験を踏まえて当局が特別に認めその指示に従う人々であれば例外的に担当してもよい（利益相反を問わない）、公定検査機関が検査できない場合には普段使っていないラボのデータでも可、証明書等の文書の代わりに原本の電子コピーの提出でも可、など。

最初は 2020 年 6 月 1 日までの 2 ヶ月適用、随時見直す予定とする。

2. 査察報告書

● セルビア—EU 輸出用の赤身肉、肉製品、乳及び乳製品の生産

Serbia 2019-6684—Production of red meat and meat products, milk and dairy products intended for export to the European Union

27/02/2020

https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4243

2019年10月22日～11月1日までセルビアで実施した、EU輸出用の赤身肉、肉製品、肉調理品、乳及び乳製品の生産の管理に関する以前の査察の助言に応えた是正措置を評価するための査察。管轄機関は委員会に提出された行動計画に含まれるすべての行動を実行している。この公的管理システムは、原則として、この査察の対象製品がEU要件に従って生産されているという適切な保証を提供している。牛肉のトレーサビリティは2010年の査察以降かなり改善され、EU要件に従っていることが保証できている。だが、いくつかの欠点が注意された。

● 台湾—EU輸出用の卵、乳製品、肉製品の生産

Taiwan 2019-6685—Production of egg, dairy and meat products intended for export to the European Union

27/02/2020

https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4242

2019年10月22日～11月1日まで台湾で実施した、EU輸出用の加熱処理した肉製品、乳製品、卵製品の生産を含む公的管理システムを評価するための査察。この公的管理システムは、国家法や包括的文書手順、チェックリストや適性規範ガイドに基づき、生産チェーン全体をカバーしている。公務員は有能だが、輸入した原料のEU適格性をEU輸出用製品の製造に使用するための管理方法について、EU特有の規則に関する指示とガイダンスが不足している。重金属に関する基準値やパラメーターの検査はEU基準に合わせて調整が必要で、添加物や香料に関するものを含み執行のもとになっている。

3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2020年第14週～第15週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

ドイツ産トウモロコシ粉のフモニシン(3048 µg/kg)、オーストリア産オーガニック CBD ヘンプティーの禁止物質テトラヒドロカンナビノール(THC)(285 mg/kg)、スペイン産冷凍ヒレマコザメ(*Isurus oxyrinchus*)の水銀 (1.4 mg/kg)、モロッコ産カクテルトマトのチオファネートメチル(11.724; 28.796 mg/kg)、スペイン産イチジクのアフラトキシン(B1 = 14.7; Tot. = 23.3 µg/kg)、ドイツ・フランス産オーストリアで包装したフードサプリメントの未承認新規食品(*Ptychopetalum* spp.)、スペイン産乾燥イチジクのおクラトキシン A(39.7 µg/kg)、トルコ産カカオとオレンジバーの亜硫酸塩非表示、など。

注意喚起情報 (information for attention)

インド産バスマティ米の未承認物質トリシクラゾール(0.11 mg/kg)、トルコ産スルタナ (サルタナ) レーズンのおクラトキシン A (16.7 µg/kg)、タイ産スイートバジルのピリダベン (0.068 mg/kg)、未承認物質カルベンダジム (0.363 mg/kg) 及びトリアゾホス (1.48 mg/kg)、ポーランド産馬肉の未承認市販(馬はフードチェーンから除外)、米国产 DNP の 2,4-ジニトロフェノール (DNP)、米国产フードサプリメントの未承認物質シルデナフィル、DNP 2,4-ジニトロフェノールの 2,4-ジニトロフェノール (DNP)、イタリア産デュラム小麦のデオキシニバレノール(DON) (4023.1 µg/kg)、など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

英国産飼料用魚油の未承認飼料添加物 E 324(エトキシキン)、オランダ経由中国産コップ及び皿からのメラミン(2.1; 5 mg/l)の移行、トルコ産オレガノのピロリジジンアルカロイド (6620 µg/kg)、ヨルダン産未熟な小麦のミネラルオイル(1.4 mg/kg)、セネガル産オランダ経由冷凍エビのヒ素(17 mg/kg)、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

中国産緑茶の未承認物質トルフェンピラド(0.45 mg/kg)、フィリピン産砂糖菓子の着色料ポンソー4R/コチニールレッド A の高含有(205 mg/kg)、トルコ産卵形のチョコレートの着色料エリスロシンの未承認使用、インド産冷凍エビの禁止物質ニトロフラン(代謝物)フラゾリドン(AOZ)(4.8 µg/kg)、アルゼンチン産湯がいたピーナッツ穀粒のアフラトキシン(B1 = 28.8 µg/kg)、中国産キッチンセットからのメラミン(3.81 mg/kg)の移行、トルコ産ピーマンのアセタミプリド(0.762 mg/kg)及びエトキサゾール(0.050 mg/kg)、トルコ経由マダガスカル産乾燥黒目豆のクロルピリホス(0.026 mg/kg)、フェニトロチオン(1.1 mg/kg)及び未承認物質カルバリル(0.095 mg/kg)・ジクロルボス(0.094 mg/kg)・トリクロルフォン(0.057 mg/kg)、イスラエル産オレンジのプロモプロピレート(0.33 mg/kg)、アルゼンチン産ピーナッツ穀粒のアフラトキシン(B1 = 30; Tot.= 34 µg/kg)、米国产殻剥きピーナッツのアフラトキシン(B1 = 10.9 µg/kg)、イスラエル産オレンジのプロモプロピレート(0.28 mg/kg)、中国産茹でピーナッツのアフラトキシン(B1 = 3; Tot. = 5.9 µg/kg)、トルコ産ペッパーのホスチアゼート(0.153 mg/kg ; 0.154 mg/kg ; 0.153 mg/kg)、など。

その他、アフラトキシン等多数。

-
- 欧州食品安全機関（EFSA : European Food Safety Authority）

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 化学物質ハザードデータとモデリング強化

Chemical hazards data and modelling boost

27 March 2020

<http://www.efsa.europa.eu/en/news/chemical-hazards-data-and-modelling-boost>

EFSAは、OpenFoodTox データベースを更新した。EFSA が 2002 年から行ってきた 2,000 もの科学評価から約 5,000 の化学物質に関する毒性データが登録されている。OpenFoodTox は 2017 年に開始されており、最新の更新では 200 の科学評価から 150 物質以上のデータが追加された。

動物試験の代替

OpenFoodTox は、食品や飼料中の物質の毒性を予測するためのコンピューターモデルのような *in silico* ツールの開発も可能にする。そのようなツールは動物を使用する伝統的な毒性試験の代替法の提供に役立ち、EFSA は 3Rs（代替法の利用、使用する動物数の削減、動物の苦痛の軽減）に従ったリスク評価アプローチを支援する。

「OpenFoodTox 2.0」の将来計画は、より多くの化学特性、つまり代謝、生物蓄積性、暴露データ、トキシコキネティクスと毒性の予測に使用されるコンピューターモデルに関するデータなどを豊富にすることである。

* Maintenance, update and further development of EFSA's Chemical Hazards: OpenFoodTox 2.0

27 March 2020

<http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-1822>

（外部委託科学報告書）

新しいデータモデルは、物理化学的特性、分解物と生物蓄積性、トキシコキネティクスデータなどを含む。そして、*in silico* 統合ツールとして異なる 7 つの QSARs モデルが、ミミズ、*Daphnia* spp. 及びミツバチなどの生態学的関連性に関する毒性学的エンドポイントについて OpenFoodTox を利用して開発された。

* 参考：食品安全情報（化学物質）No. 16/ 2018（2018. 08. 01）

【EFSA】 Openfoodtox: EFSA の化学物質ハザードデータベースに 300 以上の化合物を追加

<https://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2018/foodinfo201816c.pdf>

2. インターネットベースのソフトウェアによる規制対象製品申請の電子提出

E-submission of regulated product applications through internet-based software

1 April 2020

<http://www.efsa.europa.eu/en/news/e-submission-regulated-product-applications-through-internet-based-software>

EFSA は、COVID-19 の拡散抑制のためにイタリア政府によって導入された制限に準拠するため、いくつかの暫定措置を実施した。たとえば、すべてのスタッフは通知があるまで自宅勤務となっている。非常事態ではあるが、当局は日常業務への混乱をできるだけ少なくするために最善を尽くしている。

緊急措置を講じた結果として、規制対象製品の申請サポートのため普通郵便で提出される文書の処理能力の低下がある。そこで EFSA は、申請者がインターネットベースのソフトウェアを介して文書を提出できるようにする。

進行中の申請について質問がある、あるいは進行中や将来における申請の手順を明確化する必要のある申請者又は関係機関（欧州委員会、EU 加盟国）は、EFSA のアプリケーションデスク班（APDESK.applications@efsa.europa.eu）まで連絡していただきたい。

* COVID-19 発生時の規制対象製品申請の電子提出に関する事務局長の決定

Decision of the Executive Director concerning the electronic submission of applications for regulated products during COVID-19 outbreak

<http://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/documents/news/200330-ed-decision.pdf>

3. 食品中の残留農薬：閲覧可能なグラフで傾向を追跡する

Pesticide residues in food: track trends with our browsable charts

2 April 2020

<http://www.efsa.europa.eu/en/news/pesticide-residues-food-track-trends-our-browsable-charts>

EFSA は、EU における食品中残留農薬に関する年次報告書を公開した。この報告書は、EU 加盟国、アイスランド、ノルウェーが実施した公式の各国管理活動のデータに基づいており、対象を絞ったサンプリングと無作為サンプリングの両方が含まれる。2018 年には、合計 91,015 検体が分析され、そのうち 95.5% が法的に許可された濃度内であった。EU 共通管理計画（EU-coordinated control programme）（無作為サンプリング）の一環として分析された 11,679 検体のサブセットでは 98.6% が法的基準内であった。

この報告書は、EU における食品中残留農薬の存在と、消費者に起こり得る健康リスクの概要を示している。またリスク管理者に対し、将来の管理策に関する決定の礎となる重要な情報を提供している。EFSA 事務局長 Bernhard Url 氏は、「この報告書は、EU の法律と目標に沿った農薬の適切な使用を担保するための欧州委員会と加盟国の取り組みをサポートしてきた。データの効率的な収集と厳密な分析は、今後も EU で販売される食品の安全性を確保する上で中心的な役割を持つだろう。」と述べている。

「リスクベース（ターゲット）サンプリング」対「無作為サンプリング」

無作為に収集されたデータは、3 年間のローテーションで同じ食品一式を取り上げており、特定食品の残留基準超過率の上昇または下降傾向を特定できるため特に有効である。EFSA

は今年、共通管理計画の結果を参照可能なチャートとグラフに変換し、専門家以外のユーザーがデータにアクセスできるようにした。

各国管理計画（national control programmes）はリスクベースであり、残留農薬が含まれている可能性が高い食品、又は過去に法律違反が特定されている食品を対象とする。そのため、EU 共通管理計画のデータとは異なり、欧州全域で店舗の棚にある食品に残留すると思われる農薬の濃度について、統計的に代表的な残留数値を提供してはくれない。

リスク評価

EFSA による食事リスク評価によると、2018 年に分析された食品が消費者の健康に懸念をもたらす可能性は低い。ただし高水準の消費者保護を確実に継続するため、EFSA は欧州における管理システムの効率を向上するための推奨事項を多数提案している。

*2018 年残留農薬に関する EU 報告書・EU 共通管理計画の結果

The 2018 European Union Report on pesticide residues - the EU-coordinated programme results

<http://www.efsa.europa.eu/en/annual-pesticides-report-2018>

(チャートとグラフ)

● 2018 年食品中の残留農薬に関する EU 報告書

The 2018 European Union report on pesticide residues in food

2 April 2020

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6057>

EU の法律（EC 規則 No 396/2005、第 32 条）に基づき、EFSA は欧州市場における食品中残留農薬濃度を分析した年次報告書を提供する。分析は、EU 加盟国、アイスランド、ノルウェーが実施した公式の各国管理活動のデータと、無作為サンプリング戦略を使用する EU 共通管理計画のデータが含まれる。2018 年には、分析された 91,015 検体全体の 95.5%が最大残留基準（MRL）を下回り、4.5%が MRL を超過、そのうち 2.7%は測定の不確かさを考慮した上で基準値を超過した不適合（non-compliant）、であった。

EU 共通管理計画で分析された 11,679 検体のうち、MRL 超過が 1.4%、測定の不確かさを考慮した不適合が 0.9%であった。食用ブドウ（table grapes）とピーマン（sweet peppers/bell peppers）が最も MRL 超過率が高い品目だった。消費者の健康への急性及び慢性リスクを評価するために、残留農薬への食事暴露を推定し、健康影響に基づくガイダンス値（ARfD、ADI）と比較した。その結果、消費者の健康への懸念はありそうになかった。

● 2018 年に実施された残留農薬分析に関する各国概要報告書

National summary reports on pesticide residue analysis performed in 2018

2 April 2020

<http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-1814>

EC 規則 No. 396/2005 の第 31 条に従って、EU 加盟国は、食品中の残留農薬に関する公的管理の結果を欧州食品安全機関 (EFSA) に通知しなければならない。この枠組みの中で、EU 加盟国、アイスランド、ノルウェーは、当該年における管理活動の主な調査結果を概説する短い概要報告書を提出した。この技術的報告書は、報告を行った国々の活動をまとめたもの。

4. 動物及び食品中の残留動物用医薬品：安全レベルの遵守は依然として高い

Veterinary drug residues in animals and food: compliance with safety levels still high
31 March 2020

<http://www.efsa.europa.eu/en/news/veterinary-drug-residues-animals-and-food-compliance-safety-levels-still-high>

EFSA の最新のレポートによると、動物及び動物由来の食品に含まれる動物用医薬品の残留物や汚染物質に関するデータは、EU の推奨安全濃度を高率で遵守していることを示している。このレポートは、2018 年に収集されたモニタリングデータをまとめたものである。データは、EFSA が監督する公開リポジトリ (保管庫) である「知識の交差点 (Knowledge Junction)」で入手可能である。「知識の交差点」は食品および飼料の安全性リスク評価におけるエビデンスの透明性、再現性、再利用性を向上させるために設置された。

背景

食料生産動物は、病気を予防又は治療するために動物用医薬品が使用されることがある。これらの物質は、使用された動物に由来する食品中に残留する可能性がある。食品には、動物が暴露された農薬や汚染物質の残留物も含まれている場合もあり、このため EU 諸国は、食料生産動物における認可された動物用医薬品の違法使用又は誤用を検出し、残留違反の理由を調査する残留モニタリング計画を実施しなければならない。

● 生きた動物及び動物製品における動物用医薬品の残留物及びその他の物質のモニタリング結果に関する 2018 年報告

Report for 2018 on the results from the monitoring of veterinary medicinal product residues and other substances in live animals and animal products

31 March 2020

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.2903/sp.efsa.2020.EN-1775>

この報告書は、EU の生きた動物および動物製品に含まれる動物用医薬品及び特定物質の残留物について、2018 年に収集されたモニタリングデータをまとめたもの。28 の EU 加盟国から合計 657,818 件のサンプルデータが欧州委員会に報告された。このデータ内訳は、理事会指令 96/23/EC に従って報告されたターゲットサンプル 354,517 件及びサスペクトサンプル 5,095 件、並びに輸入時に収集された 3,022 件のサンプルと国内法のもと作成された計画の枠組みで収集された 295,184 件のサンプルである。加盟国の大多数は、理事会指令 96/23/EC 及び委員会決定 97/747/EC に規定されたサンプリング頻度の最小要件を満た

していた。全体として、2018年の不適合の割合(0.30%)は、過去10年間(0.25%-0.37%)と同等であったが、2017年(0.35%)と比較するとわずかに低下した。2017年の結果と比較して、2018年には、抗甲状腺薬、ステロイド、及び「その他」の不適合結果の頻度がわずかに増加した。抗菌薬、駆虫薬、非ステロイド系抗炎症薬、「その他の薬理活性物質」、有機塩素系化合物、元素、かび毒、及び色素では、わずかな減少が見られた。その他の物質群については顕著な変動はなかった。

5. 農薬関連

● 提出した確証データを踏まえたスルホキサフロルの農薬リスク評価ピアレビュー

Peer review of the pesticide risk assessment for the active substance sulfoxaflor in light of confirmatory data submitted

EFSA Journal 2020;18(3):6056 30 March 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6056>

共同報告担当加盟国、チェコ共和国の管轄機関が実施した農薬スルホキサフロルの最初のリスク評価のピアレビューを受けた EFSA の結論が報告された。ピアレビューの背景は提出後に欧州委員会が要請したものと確証的な生態毒性データの評価だった。果菜類(屋外及び温室散布)、キュウリ(屋外及び温室散布)、春及び冬穀物(屋外散布)、綿(屋外散布)の殺虫剤としてスルホキサフロルの代表的な使用評価に基づいて結論に達した。信頼できるエンドポイントは、ピアレビューされた書類の入手可能な研究や文献から導出され、規制のリスク評価での使用に適していると結論された。屋外や仮設の温室では、いくつかの関連するシナリオ(開花期後を除く処理された作物シナリオ、雑草シナリオ、フィールドマージン(農耕地周辺)シナリオ)に関して、ミツバチやマルハナバチへの高いリスクが確認された。永久構造物の温室の場合、低暴露ならば、ミツバチ、マルハナバチ、単独性のハチ類のリスクは低いと結論された。欧州委員会は、スルホキサフロルへの暴露からフィールドマージンのマルハナバチと単独性のハチ類を保護するために必要な散布ドリフト削減手段の評価を完成するよう、また、水たまりによるミツバチへのリスク評価を完成するよう EFSA に委任した。

● 有効物質ベータシフルトリンの農薬リスク評価のピアレビュー

Peer review of the pesticide risk assessment of the active substance beta - cyfluthrin

1 April 2020

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6058>

農薬有効物質ベータシフルトリンについて、報告担当国であるドイツと共同報告担当国であるハンガリーの所轄官庁が実施した初期リスク評価のピアレビューを受けて、EFSA の結論が報告されている。ピアレビューは、委員会実施規則(EU) No 844/2012 によって要求されたもの。結論は、ビート、ジャガイモ、小麦、温室トマトの殺虫剤としてのベータシフルトリンの代表的な使用法の評価に基づいている。またこの結論は、標的としてい

ない節足動物へのリスクに関するピアレビュー終了後の決議段階で、欧州委員会から受けた要請に対応するものでもある。規制リスク評価での使用に適した、信頼できるエンドポイントが提示されている。規制の枠組みで必要と特定された不足情報が列挙され、懸念事項が特定されている。

● 哺乳類への毒性について一般的に繰り返される問題に関する農薬ピアレビュー会議の結果

Outcome of the pesticides peer review meeting on general recurring issues in mammalian toxicology

6 April 2020

<http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-1837>

(技術的報告書)

EFSA による農薬の有効成分のピアレビューにおいて哺乳類への毒性に関連して繰り返し問題になる課題について 2019 年 10 月に議論された。今回は、内分泌攪乱の特性がある物質の評価、不純物・同位体・代謝物の評価、混合物の遺伝毒性、遺伝毒性評価のための *in silico* の利用、NOAEL の代わりとしてベンチマーク用量などについて議論された。さらに、*in vitro* 代謝、経皮吸収、発達神経毒性に関する EFSA による現在の作業に関する進捗も報告した。

6. 新しい助成金の機会：能力育成

New grant opportunity: capacity building

6 April 2020

<http://www.efsa.europa.eu/en/news/new-grant-opportunity-capacity-building>

EFSA は管轄分野を横断して EU 加盟国運営組織からの最新の連携助成金提案に関する募集を開始した。

提案の目的は

- ・ EFSA の仕事(作業計画に定められている)の優先分野の知見の伝達/交換の促進
- ・ EFSA の科学的なワークフローの科学的及び手続きの側面両方が EU レベルでより広く利用されることを確保する、EFSA のガイダンス文書及びリスク評価の実践の使用を
実行/促進するための能力の育成

加盟国に指定された有資格組織リストからの申請者の適格コンソーシアムは 2020 年 7 月 24 日まで提案書の提出を受け付ける。各国の EFSA 事務所がコンソーシアムの創造を支援し促進する。

EFSA の仕事における加盟国のより大きな関与を想定し、この要請は新しい透明性規則の観点から開始されている。

連携助成金とは？

連携助成金は、能力育成を通して各国機関の食品安全性リスク評価能力の強化、すなわ

ち提携組織間の知見、スキル、能力、技量の伝達あるいは交換を通して食品安全リスク評価能力の強化につながる新たな取り組みを促進する。

* GP/EFSA/ENCO/2020/03 - Partnering grants

<http://www.efsa.europa.eu/en/art36grants/article36/gpefsaenco202003-partnering-grants>

● 英国環境・食料・農村地域省 (DEFRA : Department for Environment, Food and Rural Affairs) <http://www.defra.gov.uk/>

1. コロナウイルスアウトブレイク時の食品再分配に現金支援

Cash support for food redistribution during coronavirus outbreak

3 April 2020

<https://www.gov.uk/government/news/cash-support-for-food-redistribution-during-coronavirus-outbreak>

政府はコロナウイルスアウトブレイク中の食品廃棄を減らすための食品再分配団体に 300 万ポンドの資金提供を発表した。コロナウイルスアウトブレイク中に余分になった 14,000 トンもの食品を再分配することを支援する。

*参考：英国政府のメッセージ

あなたがすべきこと

「家にいよう (Stay at home)」

- 外出は食品、健康上の理由、仕事のためだけに（ただし、家だと仕事が出来ない場合のみ）
- もし外出したら、いつでも他の人と 2 メートル離れていよう
- 家に帰ったらすぐに手を洗おう

友達や家族でさえも、他の人には会わないように

たとえ症状がなくても、あなたはウイルスをまき散らす可能性がある

● 英国飲料水監査局 (DWI : Drinking Water Inspectorate) <http://dwi.defra.gov.uk/>

1. 展望と戦略目標 2020-2025

Vision and strategic objectives 2020-2025

<http://www.dwi.gov.uk/about/our-strategic-plan/index.htm>

- ・ イングランドとウェールズの飲料水供給の品質と充足性を向上させ守る
- ・ 公衆衛生を守り飲料水への人々の信頼を維持する
- ・ 飲料水の質の効果的で均衡のとれた規制
- ・ 現在と将来世代のための水の品質と充足性を戦略的に計画する

● 英国広告基準庁 (UK ASA: Advertising Standards Authority)

<http://www.asa.org.uk/>

1. コロナウイルスの広告を報告して

Report a coronavirus ad

<https://www.asa.org.uk/make-a-complaint/quick-report.html>

我々是一部の広告主が COVID-19 パンデミックを利用して儲けようとしていることに気がついている。現在 COVID-19 の治療法や予防ワクチンは無く、フェイスマスクなどの多くのいわゆる予防用製品はその宣伝通りの保護作用を提供していない。

これらの広告に速やかに対応できるように、以下のフォームを使って広告についての迅速報告を受け付けている。

2. 動物の健康用製品の主張を審査する

Vetting claims about products for animal health

CAP News 09 Apr 2020

<https://www.asa.org.uk/news/vetting-claims-about-products-for-animal-health.html>

市場には我々の動物の友人の健康を保つことを目的にした多様な製品がある、医薬品、医療機器、フードサプリメントなど。ヒト用の健康製品と同様、広告主は製品の宣伝が正確な法の枠組みに収まることを確実にしなければならず、有効性についての主張を支持する根拠を有さなければならない。

- ・ 未許可製品に医療クレームをしない

動物用医薬品は動物用医薬品局による許可が必要で許可された動物用医薬品のどんな宣伝も製品の特徴要約書に従わなければならない。製品が動物の良くない状態を治療するのに効果があるというどんな宣伝も、例えば栄養欠乏によるとする馬の行動改善など、医療宣伝と見なされる可能性が高い。未承認製品の医療宣伝は、どんな根拠を保有していても規則違反である

- ・ 主張には根拠を確実にもっていること
- ・ 比較クレームには注意

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)
<http://www.bfr.bund.de/>

1. 新しい研究が示す:血中 PFOA 濃度の高い 1 才の子どもはワクチン抗体濃度が低い

New study shows: One-year-old children demonstrate lower concentration of vaccine antibodies with high PFOA concentration in the blood

30 March 2020

<https://www.bfr.bund.de/cm/349/new-study-shows-one-year-old-children-demonstrate-lower-concentration-of-vaccine-antibodies-with-high-pfoa-concentration-in-the-blood.pdf>

パーフルオロオクタン酸を含むパーフルオロ及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS)は、高い安定性と移動性を備えた合成化学物質の複合グループである。特別な技術特性により、数十年間工業化学物質として産業工程や消費者製品に用いられてきた。簡単に分解しにくく、環境、フードチェーン、ヒトに蓄積する。

PFAS へのヒトの暴露は血中濃度を測定することで立証できる。パーフルオロオクタン酸(PFOA)とパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)がこのグループの主要化合物である。中でも実験動物の免疫系に悪影響があることが知られている。子供の血中の PFOA/PFOS 濃度とワクチン抗体濃度に負の関連があることも疫学研究で観察された。血中 PFOA 濃度の高い子供はワクチン抗体濃度が低いことが示されている。しかし、長期間にわたって母乳で育てられる間にこれらの物質に多く暴露した子供について、1 才になった時点での科学的データはまだない。彼らは幼いので、免疫系の影響に特に感受性が高い可能性がある。

現在、BfR とベルリン Charité 医科大学による共同調査が 1 才児についてのギャップ (データ不足) を埋めている。1 才児 101 人の研究で、免疫系と血中 PFAS 濃度について様々なパラメーターが測定された。この研究でも血漿の PFOA 濃度とある種のワクチン抗体濃度の間の負の関連が示された。つまり、血中 PFOA 濃度の高い子供はワクチン抗体濃度が低かった。この結果は「健康な 101 人の 1 歳児のパーフルオロアルキル物質(PFASs)への内部暴露と生物学的指標：パーフルオロオクタン酸(PFOA)の濃度とワクチン反応の関連」と題して専門誌 *Archives of Toxicology* に発表された。

*Internal exposure to perfluoroalkyl substances (PFASs) and biological markers in 101 healthy 1-year-old children: associations between levels of perfluorooctanoic acid (PFOA) and vaccine response

Abraham K. et. al

Arch Toxicol. 2020 Mar 29. doi: 10.1007/s00204-020-02715-4. [Epub ahead of print]

<https://link.springer.com/content/pdf/10.1007/s00204-020-02715-4.pdf>

この研究は EFSA による食品を介した PFAS 摂取による新たな消費者の健康リスク評価に重要な研究として含まれている。この EFSA の意見案に関するパブリックコメントは

2020年4月20日まで募集している。

* Perfluoroalkyl and polyfluoroalkyl substances (PFAS): European Food Safety Authority draft opinion opens for public consultation

The European Authority has derived health-based guidance values for PFAS

Communication No 011/2020 from the BfR of 24th February 2020

<https://www.bfr.bund.de/cm/349/perfluoroalkyl-and-polyfluoroalkyl-substances-pfaseu-ropean-food-safety-authority-draft-opinion-opens-for-public-consultation.pdf>

101人の健康的な1才児の研究（母乳を与えていない21人、長期間母乳を与えた80人）は20年以上前にベルリン Charité 医科大学で実施されていた。当時、残留性有機汚染物質（ダイオキシンなど）の負荷と多数の生物学的パラメーター両方の子供の血液で調査した。この研究の目的は、授乳期間中に子供の体内に蓄積する難分解性の化合物から特定の身体機能に関する影響が生じる可能性があるかどうかという質問に答えることだった。PFASもこの物質グループに属していて、その分析は2019年に、保存されていた血液サンプルで実施された。科学者たちは対象を絞った評価で、PFOA濃度とインフルエンザ菌（Haemophilus influenza）、破傷風、ジフテリア菌のワクチン抗体濃度の間に有意な負の関連があると決定した。PFOSにそのような関連は示されなかった。

これらの結果と他の研究の結果はともに、多く暴露した場合、パーフルオロ化合物が免疫系に負の影響を及ぼす可能性があるという証拠を増している。ワクチン接種を推奨しているうちは、既存の予防接種の安全性マージンのため免疫低下という結果にならないとしても、産生されるワクチン抗体が少ないことは本質的に望ましくないとみなされるべきである。免疫系に関するPFASの影響の結果、感染がより頻繁に発生するかどうかは現在明確でない。BfRとベルリン Charité 医科大学による研究では、多く暴露した子供に感染率が高いことは示されていない。PFASの影響に関するデータの最終的な解釈には、作用機序、用量反応関係、臨床上的意味についてのより多くの知見が必要になるだろう。

食品中のPFAS汚染に関する健康リスクについての現在の意見案で、EFSAは4つのPFAS、すなわちパーフルオロオクタン酸(PFOA)、パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、パーフルオロノナン酸(PFNA)の総量について耐容週間摂取量(TWI) 8 ng/kg 体重/週を導出した。この値は生涯にわたる摂取によりヒトの健康を損なうことが予期されない体重 kg 当たりの一週間の摂取量を示している。この現在の導出はPFAS血中濃度とワクチン抗体濃度の負の関連の観察に基づいている。ベルリン Charité 医科大学とBfRによる研究のデータで、EFSAはリスク評価の中で長期間にわたって母乳を与えられていた子供の最も高い暴露グループを検討することができた。

BfRはEFSAの意見案についてコメントする予定である。2018年12月に、EFSAは食品中の特定のパーフルオロ化合物が起こす健康リスクの再評価を発表し、2つの化合物（PFOS、PFOA）に以前の意見で示されたものよりかなり低いTWI値を導出した。EFSAとBfRは科学的な不確実性を確認し、さらなる研究を求めた。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 5/ 2020（2020. 03. 04）

【EFSA】PFAS パブリックコメント募集：意見案の説明

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2020/foodinfo202005c.pdf>

●オランダ RIVM（国立公衆衛生環境研究所：National Institute for Public Health and the Environment）

<http://www.rivm.nl/en/>

1. 水泳用の水と魚の PFOA、PFOS 及び GenX のリスク限度値についての助言

Advice on risk limit values for PFOA, PFOS and GenX in swimming water and fish

30-03-2020（本文オランダ語）

<https://www.rivm.nl/publicaties/advies-risicogrenswaarden-voor-pfoa-pfos-en-genx-in-zwemwater-en-vis>

RIVM は、水泳用の水と魚の摂取について、パーフルオロオクタン酸（PFOA）、パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸（HFPO-DA 又は GenX）のリスク限度値を決定した。

各地で PFOA, PFOS および GenX が測定され、報告されている。一部の結果はリスク限度を超過している。このことは直ちに人々が病気になることを意味しないが、さらなる研究を行う理由になる。従って、実際にその水で泳ぐ又はその魚を食べる頻度などを調べるように助言する

2. 6 価クロムによる有害健康影響と病気：POMS 場所の喉頭がんに関する科学文献とリスク評価の更新

Adverse health effects and diseases caused by chromium-6 : Update of the scientific literature and risk assessment with regard to laryngeal cancer at the POMS sites

06-04-2020

<https://www.rivm.nl/publicaties/nadelige-gezondheidseffecten-en-ziekten-veroorzaakt-door-chroom-6-actualisatie-van>

1984 年から 2006 年の間に防衛省はいわゆる POMS（事前集積組織的資材貯蔵）サイトでアメリカの備品を維持していた。その間、主に塗装に使われたプライマーに含まれた 6 価クロムに暴露された可能性がある。2018 年に RIVM は 6 価クロムの有害健康影響と病気についての概要を発表し、2019 年に更新した。その結果 6 価クロムが喉頭がんを誘発する疑いがあったことから RIVM は 6 価クロムに接触した元従業員を評価した。2018 年に既に POMS サイトでの 6 価クロム暴露は肺がん、鼻腔及び副鼻腔がん、胃がん、アレルギー性喘息、鼻炎、アレルギー性接触性皮膚炎、クロム潰瘍による鼻中隔穿孔をおこした可能性

があると結論している。これらの病気の発症リスクは暴露期間が長いあるいはより頻繁であればあるほど大きい。

(本文オランダ語)

3. 食品と飼料のサプライチェーンに関するマイコトキシンの概要：新しい文献スクリーニング法を用いて

An overview of mycotoxins relevant for the food and feed supply chain: using a novel literature screening method

09-04-2020

<https://www.rivm.nl/publicaties/overview-of-mycotoxins-relevant-for-food-and-feed-supply>

(本文英語)

マイコトキシン（かび毒）には多くの種類がありこれまで数十のタイプについて公衆衛生上のリスクとなるかどうかの評価されてきた。しかし我々はまだその多くが生じる食品を知らない。そこで RIVM はヒト食品や動物の飼料に存在する可能性のあるマイコトキシンの概要を記した。この情報を集めるのに新しい方法を開発し、それをデータベースに入れた。これを使って一目で特定の食品でどのマイコトキシンを調べればいいのか分かる。

さらに、各食品に含まれるマイコトキシンの最大許容量（最大基準値）の情報、特定のマイコトキシンが発生する食品とそれによる有害影響に関する情報も記している。

食品と飼料のサプライチェーンに関係するだろうと同定されたマイコトキシンは約 455 種であり、そのうち約 65 種は国際的なリスク評価機関（JECFA、各国機関）により評価がなされていた。評価されていない 390 種のうち 270 種は 1 つ以上の食品や飼料における発生が報告されていた。

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁（ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail）

<http://www.anses.fr/>

1. ANSES はレゾルシノールをヒトへの内分泌攪乱物質と同定することを提案

ANSES proposes identifying resorcinol as a proven endocrine disruptor for humans

03/04/2020

<https://www.anses.fr/en/content/anses-proposes-identifying-resorcinol-proven-endocrine-disruptor-humans>

レゾルシノールはタイヤやゴム製品、接着剤、工場用樹脂の製造に使われている。またヘアダイ、プロ用マスカラなどのある種の化粧品や衛生用品、エビなどの食品の抗酸化剤、

ある種の医薬品の防腐剤にも使われている。ANSES は国家内分泌攪乱物質戦略の一環として、レゾルシノールが甲状腺機能に影響して有害影響につながるため内分泌攪乱物質の条件をみたすと評価した。ANSES は REACH 規制の「極めて高い懸念のある物質 (SVHC: substance of very high concern)」として同定するよう提案している。関係書類は欧州化学品庁 (ECHA) のウェブサイト で 4 月 17 日まで意見を募集中である。

もし SVHC として同定されたなら、レゾルシノールは REACH のもと認可候補リストに追加され、レゾルシノールを 0.1%以上含む製品の製造や輸入については ECHA への通知が要請されることになる。使用制限などの条件を付与した上で認可リストへ記載される可能性もある。

環境への影響の可能性も踏まえ、ANSES は平行して環境中にいる生物種への影響の可能性についても評価している。

* Annex XV report: Proposal for identification of a substance of very high concern on the basis of the criteria set out in REACH Article 57

Substance Name: resorcinol, Date: February 2020

<https://echa.europa.eu/documents/10162/53d2eb0e-b0e8-fabb-b4b0-a56c246cb0a3>

2. COVID-19:殺菌に関連する中毒やその他のリスク状況に注意

COVID-19: beware of poisoning linked to disinfection and other risk situations

02/04/2020

<https://www.anses.fr/en/content/covid-19-beware-poisoning-linked-disinfection-and-other-risk-situations>

フランスの中毒コントロールセンターは COVID-19 に関連した多数の中毒や家庭内事故を報告している。ここに状況の更新とリスクを避けるための助言を提供する。

2020 年 3 月 1 日から 24 日の間に、COVID-19 の文脈に関連する可能性があると同定された 337 件の情報提供要請があった。症状が言及されていたのは 245 件の暴露のうち 144 件。中毒情報センターはいくつかの異なるリスク源を同定し、ANSES は中毒や事故予防のためにいくつかの助言を提供する。

洗剤と殺菌剤

有毒な蒸気の吸入、家庭用製品をボトルやコップに移した後の小さい子どもの事故、食品をきれいにするのに漂白剤を使った、などがリスク状況になる。

➤ 事故を避けるために

- ・使用方法に厳密に従うこと
- ・洗剤や殺菌剤を混ぜない
- ・もとの容器と違う場合には明確に表示して子どもの手の届かないところに保管
- ・全ての製品は子どもの手の届かないところに保管
- ・床や表面用の洗浄剤をヒトに使わない
- ・食品用でないものは食品に使わない

アルコールベースの溶液

➤ 事故を避けるために

- ・もとの容器と違う場合には明確に表示して子どもの手の届かないところに保管
- ・アルコールベースの溶液は子どもの手の届かないところに保管
- ・自分で作った溶液は WHO ウェブサイトのような公式使用法に従う

エッセンシャルオイル

「自然免疫を強化」あるいは「コロナウイルスと戦う」ためにエッセンシャルオイルを自分で経口摂取する、あるいは「閉鎖空間を清潔にする」ために喘息患者などのリスクのある人がエッセンシャルオイルをスプレーする、あるいはサージカルマスクを殺菌するために使うなどの不適切使用がリスクとなっている。

ANSES は、エッセンシャルオイルはコロナウイルス対策には使えないことを再度強調する。これらのオイルの使用法に従い呼吸器疾患のある人や妊娠又は授乳中の女性はエッセンシャルオイルを使うべきではない。

抗炎症薬

非ステロイド抗炎症薬、副腎皮質ステロイド、気管支拡張薬及び関連抗炎症薬の使用にはガイドが必要である。

- ・処方されている薬を止めない
- ・熱が出たときにパラセタモールの代わりに非ステロイド抗炎症薬を使わない

●アイルランド食品安全局（FSAI : Food Safety Authority of Ireland）

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. 原産国表示－主原材料

Country of origin labelling - primary ingredient

31/3/2020

https://www.fsai.ie/faq/country_of_origin_primary_ingredient.html

2020年4月1日より施行される規則(EU) 2018/775 の食品表示に関する Q&A を公表。その食品の 50%以上に相当する原材料又は一般的に消費者がその食品の名前と関連づけている原材料である「**primary ingredient**」の原産国/地域の表示が必要になる。文字、図（地図など）、シンボル（国旗）で表示可能。

*参考

① 食品安全情報（化学物質）No. 12/ 2018（2018. 06. 06）

【EC】欧州委員会、食品の主原材料の原産地表示に関する新しい規則を採択

<https://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2018/foodinfo201812c.pdf>

② 食品安全情報（化学物質）No. 7/ 2020（2020. 04. 01）

【FSAI】. QUID (量的原材料表示)

<http://www.nihs.gov.jp/hse/food-info/foodinfonews/2020/foodinfo202007c.pdf>

2. ビタミン D

Vitamin D

11/3/2020

<https://www.fsai.ie/faq/vitaminD.html>

(要約)

第二次世界大戦後、ビタミン D 欠乏症は消えたと思われていたが、2000 年初め、乳幼児に 20 例以上のくる病が報告され、低ビタミン D 状態は一般のアイランド人に広がっている。アイランドの 11 月～3 月はビタミン D 生成に必要な日光量が十分でない (現在ビタミン D 推奨量は 5 µg)。人々の屋内活動、日焼け止め使用により日光によるビタミン D が減少し、皮膚が黒褐色の人は日光暴露量が 10～50 倍必要で、宗教を理由に皮膚を外に晒さない人もおり、自然の食事からでは日光暴露を補強するだけのビタミン D 摂取にならず、ビタミン D 添加の特定の食品 (牛乳、ヨーグルト及びシリアル) についても、それらを食べた人のみ追加でビタミン D を摂取する、という状況である。

* ビタミン D の摂取源

https://www.fsai.ie/faq/vitaminD.html#dietary_sources

ビタミン D を摂取できる食品は、油脂肪分の多い魚、卵黄及び強化食品 (牛乳、ヨーグルト及びシリアル及び乳児用調製乳の一部) と多くない。肝臓や腎臓のような内臓肉は摂取源であるが、ビタミン A が高く、幼児や妊娠中の女性には不向きである。

ビタミン D 含有量の例 : 卵 1.6 µg/個、ラム肝臓 0.9 µg/100 g、ラム腎臓 0.6 µg/100 g、サーモン塩水漬缶 27.2 µg/200 g、グリルサバ 17 µg/200 g、イワシのオイル漬缶 3.6 µg/100 g、ツナ塩水漬缶 2.2 µg/200 g、Avonmore Supermilk 2 µg/100 ml、Kellogg's Cornflakes, Kellogg's Special K, Kellogg's Rice Krispies 2.9 µg/35 g、Kellogg's All-Bran 2.2 µg/35 g、乳児用調製乳/フォローアップミルク 1.7 µg/100 ml、小さい子供用の栄養素添加飲料 (Drink for young children with added Nutrients) 3.1 µg/100 ml、Brennan's Wholegrain with Vitamin D 0.8 µg/2 片。(2020 年 3 月 5 日時点のリスト製品のビタミン含有量。製品成分は変わることがある)

米国の最新の食事ガイドラインでは、3 歳までの乳幼児は 1 日 5 µg のビタミン D 摂取が推奨され、アイランドと同緯度のカナダでは、乳児用調製乳 500 ml 以下にはビタミン D 10 µg が補強されている。

ビタミン D 欠乏症の症状は、子供はくる病 (骨の弱体化)、成人は骨軟化症 (骨の軟化) として現れる。また骨粗しょう症の原因でもある。低ビタミン D 状態が、慢性疾患、例えば、高血圧症、循環器疾患、糖尿病 (1 型糖尿病)、炎症性疾患や自己免疫疾患及び特定のガンに起因する可能性のエビデンスが増えている。

FSAI の推奨は、母乳育児の 0～1 歳児はビタミン D のみのサプリメントを 1 日 5 µg、調

製乳の場合、ビタミン D が添加されているので、1 日 300 ml 以上飲むならば、サプリメントは不要、というものである。（しかし、例えば、未熟児や継続的な医療を受ける乳児は、医師の指示に従うべきである）母乳は生後～6 か月の乳児にとって最適だがビタミン D が少ない。また、新生児は母親のビタミン D 貯蓄量の 50～60%なので、補完は必要である。ビタミン D サプリメント使用の推奨対象は 0～1 歳児だが、その年齢以上の子供にも有益なこともある。ただし、推奨量の 1 日 5 µg を超えないことが重要である。

乳児のみだけでなく、アイルランド居住のビタミン D 不足の人すべてがリスク集団である。出産可能年齢や青年期の女性が低ビタミン D 状態であるというエビデンスもある。

研究は、国内の低ビタミン D 状態及びビタミン D 欠乏症は増えつつあり、各集団のビタミン D 必要量を評価する必要がある、とする。妊娠中の女性や 12 か月～5 歳児の「リスク」集団の必要量は FSAI より後日示される。食品からビタミン D を摂取する方法については Healthy Eating, Food Safety and Food Legislation の 58～59 ページを参照のこと。

* Healthy Eating, Food Safety and Food Legislation

https://www.fsai.ie/publications/healthy_eating_guidelines/

3. 乳児用ミルクの広告とマーケティングのより厳しい規則についてのガイダンス発表
Guidance Published on Stricter Rules for Advertising and Marketing Infant Formula
Thursday, 9 April 2020

https://www.fsai.ie/news_centre/infant_formula_guidance_09042020.html

FSAI とアイルランド乳業界特別栄養メンバー企業が乳児用ミルクについて医療専門職とのコミュニケーションに関する食品法令遵守についての新しいガイダンス文書を作成した。

2020 年 2 月 22 日に発効した新しい EU 法は、生後 0～12 ヶ月までの乳児用のミルク製品の広告とマーケティングをさらに制限している。母乳を推進するために規則が厳しくなった。

制限は、栄養及び健康強調表示を使わない、個々の栄養素の利点の表記も認められない、ミルクの組成と母乳を関連付けてはいけない、広告に赤ちゃんの画像を使ってはならない、など。

● 米国食品医薬品局（FDA : Food and Drug Administration）<http://www.fda.gov/>,

1. FDA は COVID-19 パンデミック中のチェーンレストランや同様の食品小売施設のメニュー表示要件について柔軟性を提供する

FDA Provides Flexibility Regarding Menu Labeling Requirements for Chain Restaurants and Similar Retail Food Establishments During the COVID-19 Pandemic

April 1, 2020

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-provides-flexibility-regarding-menu-labeling-requirements-chain-restaurants-and-similar-retail>

FDA 規則では、同じ名称で 20 ヶ所以上の店舗を展開する事業者については、メニューに栄養表示を提供するよう要請しているが、COVID-19 パンデミック中は、メニューやメニューボードへの栄養表示の要件について暫定的に柔軟性を提供する。

パンデミックのために、店舗での食事からテイクアウトのみの運営に切り替えるなどの変更や、通常使用していた原材料が入手できず別のもので代用するなどしてメニューへの栄養表示を変更する必要がある場合が想定される。しかし、この緊急事態に表示要件を守れない場合に FDA は異議を唱えないだろう。

* ガイダンス文書

Guidance for Industry: Temporary Policy Regarding Nutrition Labeling of Standard Menu Items in Chain Restaurants and Similar Retail Food Establishments During the COVID-19 Public Health Emergency

APRIL 2020

<https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/temporary-policy-regarding-nutrition-labeling-standard-menu-items-chain-restaurants-and-similar>

2. FDA は COVID-19 パンデミック中の食品小売施設で消費者に販売される殻付き卵の包装と表示に関して暫定的柔軟性を提供する

FDA Provides Temporary Flexibility Regarding Packaging and Labeling of Shell Eggs Sold to Consumers by Retail Food Establishments During COVID-19 Pandemic

April 3, 2020

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-provides-temporary-flexibility-regarding-packaging-and-labeling-shell-eggs-sold-consumers-retail>

パンデミック中の殻付き卵への需要増加を受けて、レストラン向けなどの木箱（30 個入り）や段ボール入りの殻付き卵の小売りについて、一定の条件を満たせば、従来規則が求める表示がなされずに販売されていても FDA は意義を唱えないだろう。

* ガイダンス文書

Guidance for Industry: Temporary Policy Regarding Packaging and Labeling of Shell Eggs Sold by Retail Food Establishments During the COVID-19 Public Health Emergency

APRIL 2020

<https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/temporary-policy-regarding-packaging-and-labeling-shell-eggs-sold-retail-food-establishments-during>

* 関連記事 : FDA Provides Temporary Flexibility Regarding the Egg Safety Rule During COVID-19 Pandemic While Still Ensuring the Safety of Eggs

April 6, 2020

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-provides-temporary-flexibility-regarding-egg-safety-rule-during-covid-19-pandemic-while-still>

消費者の殻付き卵の需要増加にこたえるため、通常は加工用に出荷する卵をスーパーマーケットなどの小売りに販売するための柔軟性を提供する。

3. FDA は COVID-19 のため FSVP による輸入業者査察を暫定的にリモートで行う

FDA To Temporarily Conduct Remote Importer Inspections Under FSVP Due to COVID-19

April 3, 2020

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-temporarily-conduct-remote-importer-inspections-under-fsvp-due-covid-19>

COVID-19 アウトブレイクによる移動制限等のため、FDA は定期的な現地査察の大半は暫定的に実施不可能であると決断している。そのため、FDA は FSVP（外国供給業者検証プログラム）査察をリモートで行うことにする。ただし、食品由来疾患のアウトブレイクが生じた場合には現地査察を実施する。

4. FDA は COVID-19 のため試験所認定プログラムの規則案についての意見募集期間をさらに延長する

FDA Further Extends Comment Period for the Laboratory Accreditation Program Proposed Rule Due to COVID-19

April 3, 2020

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-further-extends-comment-period-laboratory-accreditation-program-proposed-rule-due-covid-19>

2020年7月6日まで延長する。

* 参考 : 食品安全情報（化学物質）No. 23/ 2019（2019. 11. 13）

【FDA】FDA は食品検査のための試験所認定プログラムを策定するための規則案を公表
<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2019/foodinfo201923c.pdf>

5. 魚及び魚製品の HACCP ガイド第 4 版の改訂

Fish and Fishery Products Hazards and Controls

Fourth Edition, March 2020

<https://www.fda.gov/food/seafood-guidance-documents-regulatory-information/fish-and-fishery-products-hazards-and-controls#Downloads>

付属書 5 について、いくつかの基準の記号を変更した。

* Appendix 5 FDA and EPA Safety Levels in Regulations and Guidance

March 2020

<https://www.fda.gov/media/80400/download>

6. 警告文書

- Cargill Incorporated

January 27, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/cargill-incorporated-589386-01272020>

国内企業宛て。動物用食品のアフラトキシン汚染のため自主的リコールを実施したことへのフォローアップ査察を実施したところ違反を確認。他に医療用飼料のCGMP違反など。

- Bulletproof 360 Inc

March 20, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/bulletproof-360-inc-593246-03202020>

国内企業宛て。ダイエタリーサプリメント違反、未承認新規医薬品、不正表示の問題。

- Shung Kee Food Co., Ltd.

March 20, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/shung-kee-food-co-ltd-598630-03202020>

国内企業宛て。水産食品 HACCP 規則違反。

- Bioactive C60/FullerLifeC60 LLC

March 30, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/bioactive-c60fullerlifec60-llc-605954-03302020>

国内企業宛て。コロナウイルス疾患 2019 (COVID-19) に関連する未承認及び不正表示製品の問題。

- Halosense Inc.

March 30, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/halosense-inc-606153-03302020>

カナダ企業宛て。コロナウイルス疾患 2019 (COVID-19) に関連する未承認及び不正表示製品の問題。

- JRB Enterprise Group Inc. DBA Anti Aging Bed

March 30, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/jrb-enterprise-group-inc-dba-anti-aging-bed-605892-03302020>

国内企業宛て。コロナウイルス疾患 2019 (COVID-19) に関連する未承認及び不正表示製品の問題。コロイド銀製品を含む。

- NeuroXPF

March 31, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/neuroxpf-606236-03312020>

国内企業宛て。コロナウイルス疾患 2019 (COVID-19) に関連する未承認及び不正表示製品の問題。カンナビジオール (CBD) 製品を含む。

- Health Mastery Systems DBA Pure Plant Essentials

April 01, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/health-mastery-systems-dba-pure-plant-essentials-605890-04012020>

国内企業宛て。コロナウイルス疾患 2019 (COVID-19) に関連する未承認及び不正表示の製品の問題。

- Homeomart Indibuy

April 01, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/homeomart-indibuy-605888-04012020>

コロナウイルス疾患 2019 (COVID-19) に関連する未承認及び不正表示の製品の問題。ホメオパシー製品を含む。

- Gaia's Whole Healing Essentials, LLC

April 01, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/gaias-whole-healing-essentials-llc-605893-04012020>

コロナウイルス疾患 2019 (COVID-19) に関連する未承認及び不正表示の製品の問題。コロイド銀製品を含む。

-
- 米国 NTP (National Toxicology Program、米国国家毒性プログラム)

<http://ntp.niehs.nih.gov/>

1. ブチルパラベンとレスベラトロールの毒性試験のデータ表公表

- ブチルパラベン

Reproductive and Developmental Toxicity Assessment of Butyl Paraben in Hsd: Sprague Dawley SD rats following Feed Exposure

<https://manticore.niehs.nih.gov/cebssearch/paper/14506>

- レスベラトロール

TOX-102: Resveratrol

https://tools.niehs.nih.gov/cebs3/views/?action=main.dataReview&bin_id=14563

2. ニュースレター

NTP Update April 2020

<https://ntp.niehs.nih.gov/update/index.html>

- 植物製品 (botanicals) の安全性が新しいコンソーシアムでとりあげられる

Botanical safety taken on by new consortium

<https://ntp.niehs.nih.gov/update/2020/4/botanical-safety-consortium/index.html>

植物製品の安全性への懸念に対応するために、NIEHS と FDA、NPO の HESI (Health and Environmental Sciences Institute) が植物製品安全性コンソーシアムを作る

このコンソーシアムは3月にウェブサイト (<http://www.botanicalsafetyconsortium.org/>) を作り、植物安全性研究の共同フォーラムとなる。

2002～2012年に行われた全国健康情報調査では、国民の約18%が植物成分のサプリメントを使用している。NIHのダイエタリーサプリメントラベルデータベースによると市場には約27,000のそのようなサプリメントがあると推定されている。これらの製品は健康影響を意図して販売されているが、品質や有効性、安全性に関して医薬品に適用されるような基準はほとんどない。NTPの副所長 Brian Berridge, D.V.M.は「明確に定義できない問題を解くのは困難である。このコンソーシアムは植物製品安全性における最も急を要する課題を協力して同定できるようにするだろう。それからそうした課題に対応する方法を開発できる」

このコンソーシアムは2019年2月のFDAのダイエタリーサプリメント規制の現代化についての新しいステップの柱の一つである。

- 米国連邦取引委員会 (FTC : Federal Trade Commission)

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. FTC のデータはコロナウイルス関連の消費者苦情の急増を示す

FTC Data Shows Jump in Coronavirus-related Complaints from Consumers

March 31, 2020

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2020/03/ftc-data-shows-jump-coronavirus-related-complaints-consumers>

FTC へのコロナウイルス関連の消費者苦情がここ数週間急増している。今年初めからのコロナウイルス関連報告は7,800件以上で、1週間前から二倍になった。

コロナウイルス関連詐欺苦情のトップカテゴリーは旅行や休暇のキャンセルによる返金、

オンラインショッピング、携帯電話メール詐欺、政府や事業者を騙る詐欺である。コロナウイルスへの言及がある詐欺苦情で、消費者は総額 477 万ドルを失い、中央値は 598 ドルである。FTC はコロナウイルス関連苦情の数を定期的にウェブで報告している

* Explore Data

<https://www.ftc.gov/enforcement/data-visualizations/explore-data>

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全性警告

Mojo Black capsules

3 April 2020

<https://www.tga.gov.au/alert/mojo-black-capsules>

製品は表示されない成分タダラフィルを含む。

● オーストラリア健康プラクティショナー規制庁 (Ahpra : Australian Health Practitioner Regulation Agency) <https://www.ahpra.gov.au/>

1. COVID-19 についての虚偽で誤解を招く広告

False and misleading advertising on COVID-19

31 Mar 2020

<https://www.ahpra.gov.au/News/2020-03-31-false-and-misleading-advertising-on-covid-19.aspx>

オーストラリア健康プラクティショナー規制庁 (Ahpra) と国の委員会は、COVID-19 緊急事態の封じ込めと治療における登録健康プラクティショナーの重要な役割を認識している。

自分の健康と福祉への関心が高まっている中、人々は COVID-19 について健康プラクティショナーからの答えや安心を欲しがっている。多くの健康プラクティショナーは COVID-19 緊急事態に専門家として責任ある対応をしているが、一部の人が虚偽で誤解を招く宣伝をしていることを承知している。この困難な時期に、健康プラクティショナーが信頼できる情報のみを提供することが需要である。登録健康プラクティショナーは COVID-19 の予防や治療、回復について宣伝してはならない。例えば脊椎操作や鍼で免疫を強化し COVID-19 からの回復を早めるといった宣伝を目にした。我々は広告違反には対

応する。

患者や消費者は COVID-19 に関するいかなる宣伝にも注意すること。

- 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/index.shtml>

Centre for Food Safety of Food and Environmental Hygiene Department, The Government of the Hong Kong Special Administrative Region の承諾を得て掲載しています。

1. 違反情報

- 包装済み塩が栄養表示規則に違反

Prepackaged Salt not in compliance with nutrition label rules

Thursday, Apr 2, 2020

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20200402_7891.html

香港産包装済み塩が、ヨウ素 3 mg/100 g という表示のところ、2.4 mg/100 g 検出された。

- 包装麺が栄養表示規則に違反

Prepackaged noodle not in compliance with nutrition label rules

Thursday, Apr 2, 2020

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20200402_7892.html

韓国産包装麺が、ビタミン A が 90 µg RE/30 g (i.e. 300 µg RE/100 g) という表示のところ、100 µg RE/100 g 検出された。

- 缶入りアワビが栄養表示規則に違反

Canned abalone not in compliance with nutrition label rules

Friday, April 3, 2020

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20200403_7893.html

オーストラリア産缶入りアワビが、ナトリウムが 370 mg/100 g という表示のところ 830 mg/100 g 検出された。

- 乾燥イチジクが栄養表示規則に違反

Prepackaged dried figs sample not in compliance with nutrition label rules

Friday, April 3, 2020

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20200403_7894.html

ドイツ産乾燥イチジクが、ナトリウムが 44 mg/100 g という表示のところ、110 mg/100 g

検出された。

● 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.mfds.go.kr/index.do>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査管理課

● 2020.3.13～2020.3.19

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43122

● 2020.3.6～2020.3.12

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43118

2. 成人は一日コーヒー4杯、青少年のエネルギードリンクは2缶以内で摂取して下さい

添加物包装課 2020-03-18

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44023

食品医薬品安全処食品医薬品安全評価院は、成人の場合は一日にコーヒー4杯、青少年はエネルギードリンク 2 缶以上を摂取する場合、カフェインの最大一日摂取勧告量を超えることがあるので注意が必要だと発表した。

* 最大一日摂取勧告量：一般的に健康な人が摂取した時に副作用がないと推測される一日摂取量

食薬処は、カフェインの過剰摂取によって睡眠障害、不安感などの副作用を起こすことがあり、カフェイン最大一日摂取勧告量を成人の場合 400 mg 以下、妊婦は 300 mg 以下、子供・青少年は体重 1 kg 当り 2.5 mg 以下に設定して管理している。

評価院は昨年、食品中のカフェイン摂取量を調べるために国内流通食品 21 品目 883 件を対象にカフェイン含有量を調査・分析した結果、カフェイン含有量 (1 回提供量当たり) が最も多い食品は、焙煎コーヒー(原豆)、液状コーヒー、調製コーヒー(コーヒーミックス)、インスタントコーヒー、炭酸飲料、混合飲料の順であった。

焙煎コーヒー、液状コーヒー、調製コーヒー (コーヒーミックス) 及びインスタントコーヒーの 1 回提供量当たりの平均カフェイン含有量は、順に 91.5 mg (粉末 7 g 基準)、88.2 mg (250 mL 基準)、55.8mg (粉末 12 g 基準)、54.5 mg (粉末 2 g 基準) であった。液状コーヒーのうちコーヒー専門店コーヒーの 1 回提供量当たりの平均カフェイン含有量は 132.0 mg (400 mL 基準) であり、エネルギードリンクと呼ばれる飲み物の 1 回提供量当たりの平均カフェイン含有量は 80.2 mg (250 mL 基準) だった。

* エネルギードリンクは、炭酸が入った場合の「炭酸飲料」、炭酸が入っていない場合の「混合飲料」に分類される

さらに、最近3年間(2015~2017年)の韓国民1人当たり一日平均カフェイン摂取量は65.7 mgであり、最大一日摂取勧告量に比べて17.6%水準だった。年齢別の一日平均カフェイン摂取量は、成人(満19才以上)78.0 mg、青少年(満13~18才)16.2 mg、子供(満7~12才)5.4 mg、未就学子供(満1~6才)1.6 mgで、カフェイン最大一日摂取勧告量対比はそれぞれ19.8%、11.3%、6.2%、3.7%だった。

カフェイン摂取への主な寄与食品は、成人の場合は液状コーヒー(コーヒー専門店含む)、青少年・小学生・未就学子供は炭酸飲料だった。

* 成人の場合、液状コーヒーからのカフェイン摂取が44%、青少年は炭酸飲料50%、小学生は炭酸飲料60%、未就学子供は炭酸飲料41%。

食薬処は、最近、韓国民のカフェイン摂取量が増えており、カフェイン過剰摂取を減らすための広報とともにカフェイン摂取量の評価を持続的に実施する計画である。

* 3年間(2015~2017年)のカフェイン摂取量(mg/day) : (2015年)61.1 → (2016年)64.0 → (2017年)71.8

消費者の正しい理解のために製作された「カフェイン過剰摂取に注意してください!」(カードニュース)は、食薬処ホームページで確認できる。

* 以下の添付ファイルあり : 1) 国内流通食品中カフェイン含有量、2) 我が国民のカフェイン平均摂取量('15~'17年平均)、3) 年齢別主なカフェイン摂取食品、4) 年度別(2015~2017年)カフェイン摂取量推移、5) 国内外カフェイン管理現況、6) カフェインカードニュース

3. 回収措置

残留農薬基準を超える国産農産物(シレギ)の回収措置

農畜水産物安全課 2020-03-19

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44028

食品医薬品安全処は、国内産「パンチボウルシレギ」から残留農薬(ピフェントリン)が基準値(0.52 mg/kg)を超過(1.31 mg/kg)して検出され、該当製品を販売中断および回収措置する。(注:シレギとは、大根の葉を乾燥させたもの)

● シンガポール食品庁(SFA: Singapore Food Agency) <https://www.sfa.gov.sg/>

1. 食品表示及び包装情報

Labelling & Packaging Information

Tuesday, March 31, 2020

<https://www.sfa.gov.sg/food-information/labelling-packaging-information>

シンガポールの食品表示及び包装情報の更新。(食品栄養表示の理解、食品輸入者及び製

造者向け食品表示ガイドライン)

* A Guide to Food Labelling and Advertisements

<https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/food-information/labelling-and-packaging-information/a-guide-to-food-labelling-and-advertisements.pdf>

(2020年4月改訂版を公表)

2. 食品規則改定案に意見募集

CONSULTATION ON DRAFT FOOD (AMENDMENT NO. X) REGULATIONS 2020

Apr 12 2020

[https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/consultation-on-draft-food-\(amendment-no-x\)-regulations-2020.pdf](https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/consultation-on-draft-food-(amendment-no-x)-regulations-2020.pdf)

食品規則 (Food Regulations) 2020 の改定案には、新規食品添加物として新しいタイプのステビオール配糖体 3 種、遺伝子組換え *Pichia pastoris* 由来大豆レグヘモグロビン、*Tagetes erecta* 由来ルテインエステル、ビスグリシン酸鉄、ソルビトールシロップ、遺伝子組換え *Trichoderma longibrachiatum* 由来アルファアルファトレハラーゼの使用について、既存の食品添加物であるローズマリー抽出物、安息香酸類、ソルビン酸類、アセスルファム K、スクラロースの用途拡大について、食品規則の国際基準への整合のためにバターの商品規格や食品添加物名の改訂について、などを含む。

2020年6月12日まで意見を募集する。

● シンガポール保健科学庁 (HSA : Health Science Authority)

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

1. HSA 警告 : 'Kopi Jantan Ali Macca', 'Kopi Panggung Al-Ambiak Natural Herbs Coffee' 及び 'Berry Jaga Chewable Candy' に強力な勃起不全治療薬が含まれる

HSA Alert: 'Kopi Jantan Ali Macca', 'Kopi Panggung Al-Ambiak Natural Herbs Coffee' and 'Berry Jaga Chewable Candy' Found to Contain Potent Erectile Dysfunction Medicines

Published: 24 Mar 2020

<https://www.hsa.gov.sg/announcements/press-release/hsa-alert-kopiandberry>

シルデナフィル、デスメチルカルボデナフィル、タダラフィルが検出されている。製品の写真は PDF に掲載。

- インド食品安全基準局 (FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India)
<http://www.fssai.gov.in>

1. COVID-19の間、輸入通関と食品検査室は FSSAI により必須サービスに分類される
Import Clearance and Food Testing Labs classified as Essential Services by FSSAI
during the COVID-19

New Delhi, March 31, 2020

https://fssai.gov.in/upload/press_release/2020/03/5e833bf076babPress_Release_Import_Lab_Service_31_03_2020.pdf

必須サービスの業務を担う全ての職員は、月曜日から金曜日の午前 9:30 から午後 6:00 までの全ての就業日にオフィスにいる必要がある。

-
- その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

(食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。)

- スウェーデン食品庁(NFA)、スウェーデンの小児及び青少年における汚染物質ばく露に関する調査研究結果を公表
- ドイツ連邦消費者保護・食品安全庁 (BVL)、動物用医薬品の認可に関する最新情報を公表
- ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、果実中のエルゴステロールに関する意見書を公表 (ドイツ語)
- 台湾衛生福利部食品藥物管理署、輸入食品等の検査で不合格となった食品(2020年3月分)を公表

EurekAlert

新しい研究は EPA の水銀解析に「深刻な欠陥がある」ことを発見

New study finds EPA mercury analysis is 'seriously flawed'

9-APR-2020

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2020-04/rftf-nsf040720.php

ハーバード大学やエール大学をはじめとする米国内の複数の大学研究者らが、提案された EPA の後退は欠陥のあるコストベネフィット解析に基づいていると主張する。*Science* に発表された。指摘事項は、石炭火力発電所からの水銀排出規制に関して、水銀の健康への悪影響に関する最新の知見を考慮していない、など。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室